

[事案 2020-243] 新契約無効請求

・令和3年9月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人らの誤説明を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月に契約した外貨建終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料は自分の母が一定の金額まで負担すること、子供の留学費用のためお金が必要になった場合には途中で引き出すことがあること、為替リスクを心配していることを募集人に確認したところ、大丈夫だと言われた。
- (2) 募集人は、保険料の推移表を示して、2年目には解約返戻率が約96%になると説明した。
- (3) 本契約を解約しようとしたところ、損失が出ていることが分かったが、申込時点で、元本割れのリスクがある保険であることの説明があれば、申込みをしなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、為替リスクや早期解約した場合の元本割れのリスク等について、パンフレット、解約返戻金表を含む設計書、外貨スタートブック、重要事項説明書を用いて説明しており、申込時には、為替リスク等について理解していることを確認するため、申込内容の確認連絡を行っており、申立人は募集人から説明があったと述べている。
- (2) 申立人が主張する解約返戻金は、本契約の申込後に、申立人母への情報提供を目的として渡した保険契約者を申立人母とした設計書の一部であり、本契約とは関係がなく、募集人が当該書面を使って本契約について説明したことはない。
- (3) 募集人が、為替リスクや早期解約時の元本割れリスクについて、大丈夫と断定的な回答を行った事実は確認できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人母、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。